

第2章 社 会 福 祉

第2章 社会福祉

1 地域福祉

(1) 災害時要援護者台帳登録事業 【社会福祉課 ☎47-7256】

ひとり暮らし高齢者や障がい者などの災害時要援護者（避難行動要支援者）の情報を、市、自治会、民生委員・児童委員、大垣市社会福祉協議会、警察署、消防署が共有し、災害が発生したときの援護に役立てます。

【対象者】本市で在宅生活をしており、災害時において本人や家族などによる避難が困難または制約を受ける方で、次のいずれかに該当する方

対 象 者	申し込み先
65 歳以上のひとり暮らし高齢者の方	高齢福祉課または、 民生委員・児童委員
要介護認定を受けている方(要介護 1 以上)	社会福祉課
身体障害者手帳を持っている方	
療育手帳を持っている方	
精神障害者保健福祉手帳を持っている方	
その他災害時に地域の援護が必要な方	

2 災害に対する援護

(1) 災害見舞金の支給 【社会福祉課 ☎47-7256】

火災、爆発または風水害、地震その他の異常な自然現象により重大な被害を受けた市民に対し、災害見舞金または災害弔慰金を支給します。

【大垣市災害見舞金等支給要綱による支給】

区分		住家の全壊、 流失又は全焼	住家の半壊 又は半焼
災害見舞金	1人世帯	20,000円	10,000円
	2人～3人世帯	50,000円	30,000円
	4人～5人世帯	80,000円	50,000円
	6人以上世帯	100,000円	70,000円
	住家の床上浸水	1世帯につき 10,000円	
	重傷	1人につき	20,000円
災害弔慰金	死亡	1人につき	30,000円

(2) 災害弔慰金の支給等**【社会福祉課 ☎47-7256】**

災害救助法の適用を受けるような災害により被害を受けた場合は、災害弔慰金の支給等に関する法令等の規定に準拠して、災害弔慰金の支給等が行われます。

【大垣市災害弔慰金の支給等に関する条例、同施行規則による支給・貸付】

ア 災害弔慰金

災害による死亡者の遺族に支給されるものです。

- ・ 死亡者が生計を主として維持していた場合・・・500万円
- ・ その他の場合・・・・・・・・・・・・・250万円

イ 災害障害見舞金

災害により負傷し、または疾病にかかり、治ったとき（その症状が固定したときを含む。）に著しい障がいがあるときに、本人に支給されるものです。

- ・ 当該障がい者が生計を主として維持していた場合・・・250万円
- ・ その他の場合・・・・・・・・・・・・・125万円

ウ 災害援護資金の貸付

災害による被害の種類・程度に応じて、災害援護資金の貸付が行われます。

- ・ 限度額・・・・・・・・・・・・・150万円～350万円

3 育 英 資 金

(1) 育英資金の貸付け等**【社会福祉課 ☎47-7256】**

大垣市では、学費の支弁が困難な生活状況にあり、大学等に修学し難い学生に対し、奨学金の貸付け及び助成金の支給を行い、英才の育成に努めています。

【対象となる学校】（学校教育法に規定する学校）

区分	備考
大学	大学院及び短期大学を含み、専攻科及び別科を除く
高等専門学校	第4学年及び第5学年に限る
専修学校	修業年限が2年以上の専門課程に限る

【貸付額及び交付額】

区分	名称	月額
貸付額	奨学資金	22,500円（無利子）
助成額	奨学助成金	2,500円

【資格】

- ・ 市内に6か月以上居住し、かつ、本人又は本人の生計を維持する者が引き続き居住すること

- ・ 学業成績が優秀であること
- ・ 修学に堪え得る健康状態であること
- ・ 経済的理由により学資の支弁が困難な状態にあること

【必要書類】

- ・ 大垣市育英資金申請書
- ・ 大垣市育英資金奨学生推薦書
- ・ 健康診断書 ・ 成績証明書
- ・ 在学証明書 ・ 住民票謄本
- ・ 本人の生計を維持する者（保護者）の所得課税証明書
- ・ 世帯全員の市税完納証明書

4 生活困窮者自立支援

(1) 自立相談支援事業

生活保護に至る前の生活困窮者からの相談に早期かつ包括的に応じます。生活困窮者の抱えている課題を適切に評価・分析し、その課題を踏まえた「自立支援計画」を作成するなどの支援を行います。また、関係機関との連絡調整や支援の実施状況の確認なども行います。

(2) 住居確保給付金支給事業

離職等により住宅を失った又はそのおそれが高い生活困窮者のうち、一定の所得以下の方に有期で住居確保給付金を支給します。

また、収入が大きく減少し、家計改善の支援において、転居によって家計が改善すると認められる生活困窮者に対し、転居費用を支給します。

【相談窓口】詳しくは、大垣市生活支援相談センターへ

〈所 在 地〉大垣市馬場町 124 番地

〈電話番号〉0584-75-0014

〈相談日時〉月～金曜日（土日祝日・年末年始を除く）

午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分

(3) 就労準備支援事業

就労に向けた準備が整っていない生活困窮者に対し、一般就労に向けた準備として、就労体験による訓練などを行います。

(4) 家計改善支援事業

家計に課題を抱える生活困窮者に対し、家計を管理する力を高めるために必要な情報提供や助言等を行います。

5 生活保護

(1) 生活保護について

【社会福祉課 ☎47-7214】

生活保護は、資産や能力等すべてを活用してもなお生活に困窮する方に対し、困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障し、その自立を助長する制度です。

【保護の種類】

- (ア) 生活扶助 (イ) 教育扶助 (ウ) 住宅扶助 (エ) 医療扶助
(オ) 介護扶助 (カ) 出産扶助 (キ) 生業扶助 (ク) 葬祭扶助

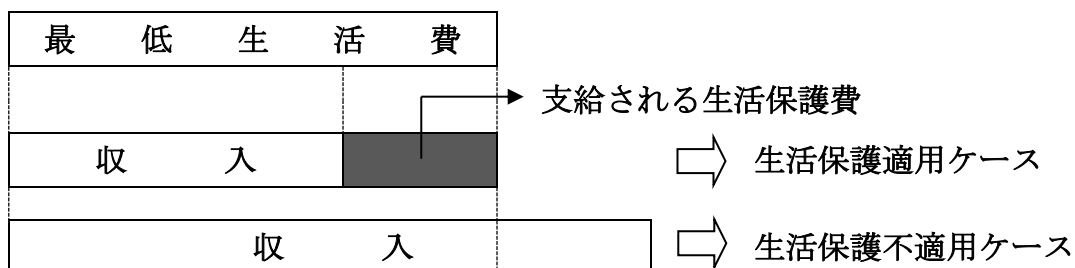
【申請の手続】

本人または、同居の親族、扶養義務者が手続きをしてください。なお、緊急の場合は福祉事務所が行います。

保護の申請をされると、家庭訪問及び関係機関の調査を行います。

【生活保護の要否の判定と支給の程度】

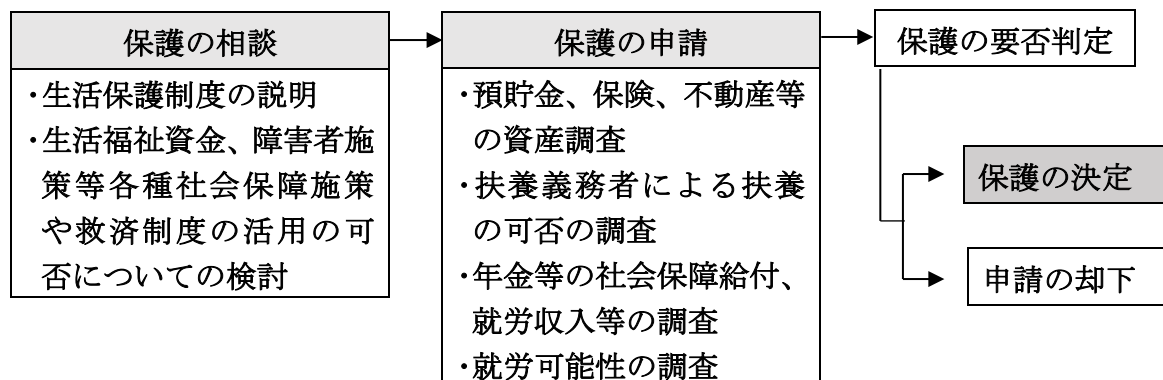
- 生活保護は、世帯を単位としてその要否及び程度を決定します。
- 生活保護は、保護を必要とする世帯ごとに厚生労働大臣が定める最低生活費と収入を比較して、収入が最低生活費に満たない場合に適用されます。



- 収入に含まれるもの

就労収入、年金収入、社会保障給付、親族による援助、保険解約金、交通事故の補償金、不動産売却収入 等

【生活保護決定までの主な流れ】



(2) 救護施設	【社会福祉課 ☎ 4 7 - 7 2 1 4】
----------	-------------------------

身体上または精神上著しい障がいがあるなど、日常生活を営むことが困難な、保護を要する方を救護し、入所による生活扶助を行うことを目的とした施設です。

【施設名】大垣市牧野華園（190 ページ）

6 中国残留邦人等の援護

(1) 支援給付制度	【社会福祉課 ☎ 4 7 - 7 2 1 4】
------------	-------------------------

支援給付制度は、中国残留邦人等の方々の特別な事情に鑑み、中国残留邦人等の方々に安心して老後の生活を送っていただけるよう、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づき、平成 20 年 4 月 1 日から実施されている制度です。

中国残留邦人及び樺太残留邦人の方々に対して老齢基礎年金を満額支給してもなお生活の安定が図れない場合に、その本人及び配偶者の方に支給されるものです。

7 戦傷病者及び戦没者遺族への援護

(1) 恩給等の支給

旧軍人軍属等であった方が、公務のためまたは職務に関連して死亡した場合は、次の恩給等が遺族の方に支給されます。

- ・ 公務扶助料、特例扶助料など（軍人等の遺族）
- ・ 遺族年金、遺族給与金など（軍属・準軍属の遺族）

【備 考】詳しくは、総務省恩給相談室へ（恩給証書の記号番号が必要です）

〈所在地〉 東京都新宿区若松町 19-1

〈電話番号〉 03-5273-1400 月曜日～金曜日 9:00～17:00 ※祝日休み

(2) 特別給付金・特別弔慰金の支給	【社会福祉課 ☎ 4 7 - 7 2 5 6】
--------------------	-------------------------

戦没者等の遺族のうち、一定の条件を満たす方には、次の特別給付金・特別弔慰金が支給されます。

ア 戦没者等の妻に対する特別給付金

戦没者の妻で、遺族年金・公務扶助料等を受給中の者に支給される一時金（国債）

イ 戦傷病者等の妻に対する特別給付金

障害年金・傷病恩給等を受給中の戦傷病者の妻に支給される一時金（国債）

ウ 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金

遺族年金・公務扶助料等を受けられる遺族がいない場合、戦没者の遺族に支給される一時金（国債）

8 各 種 相 談

(1) 民生委員・児童委員

民生委員は、民生委員法により「社会奉仕の精神をもって、常に住民の立場に立って相談に応じ、及び必要な援助を行い、社会福祉の増進に努めること」を、児童委員は、児童福祉法により「児童、妊産婦の福祉に関する援助及び指導をするとともに児童福祉司や社会福祉主事の行う職務に協力すること」を任務としています。

現在、365 人が厚生労働大臣の委嘱を受けて活動を行っています。その中には、厚生労働大臣の指名を受けて、児童福祉を専門的に行う主任児童委員が 38 人います。

なお、民生委員法による民生委員は、児童福祉法で児童委員に充てられています。

お住まいの地区を担当する民生委員・児童委員がわからないときは、下記までお問い合わせください。

【お問い合わせ先】社会福祉課 企画総務グループ（内線 2915）

(2) 女性相談員による相談

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律に基づき、女性相談員を配置し、家庭内不和、離婚など、社会生活を営む上で困難な問題を抱えている女性の相談に幅広く応じるとともに、問題解決と社会的自立に向け、助言・保護などの支援を行っています。

また、ドメスティック・バイオレンス（DV）についての相談にも応じ、休日、深夜などで緊急の場合は緊急一時保護を行います。

なお、これらの支援は施設、警察及び関係機関や他市町村との密接な連携のもとに行っています。

【相談窓口】

- ・ 相談室 社会福祉課 よりそい支援グループ（内線 2470）
〈相談日時〉月～金曜日（祝日・年末年始を除く）9：00～16：00
- ・ 岐阜県女性相談支援センター
〈電話番号〉058-213-2131
〈相談日時〉・ 面接相談 月～金曜日（祝日・年末年始を除く）9：00～17：00
・ 電話相談 月～金曜日（祝日・年末年始を除く）9：00～16：00
- ・ 岐阜県DV専用ダイヤル
〈電話番号〉058-201-5610 〈相談日時〉毎日 9：00～24：00

(3) よりそい支援窓口

複雑化・複合的な生活課題を抱えた方の相談に対し、他の機関等と連携しながら、必要な支援を行います。

【相談窓口】社会福祉課 よりそい支援グループ（内線 2912）

9 人 権 擁 護

(1) 人権施策 【人権擁護推進室 ☎47-8576】

市は、平成6年に「大垣市人権を尊重する都市」を宣言し、庁内組織「大垣市人権施策推進会議」を設置して、全庁体制で人権教育・啓発に取り組んでいます。

また、平成20年には、「大垣市人権施策推進指針」を策定し、人権問題に関わる各種団体の代表者などで構成される「大垣市人権のまちづくり懇話会」を通じて、市民との協働を図っています。令和5年には、社会情勢や市民意識調査の結果などを踏まえて同指針の第三次改定を行い、人権尊重のための教育、啓発及び擁護活動をはじめ、各種人権課題に対応した施策を進めています。

(2) 人権よろず相談 【人権擁護推進室 ☎47-8576】

人権擁護推進のため、差別や虐待、パワハラなどのさまざまな人権問題で悩んでいる人の相談窓口として、人権擁護委員を相談員とした「人権よろず相談」を次のとおり開設して対応しています。

相談日	場 所	内 容
毎月第3金曜日 13:00 ～ 16:00	市役所人権擁護推進室 TEL 47-8576	差別や虐待、パワハラなどのさまざまな人権問題
奇数月第2水曜日 9:30 ～ 11:30	上石津地域事務所住民相談室 TEL 45-3111	
奇数月第3木曜日 13:00 ～ 16:00	墨俣地域事務所相談室 TEL 62-3111	

※ この他に、6月及び12月に特設人権相談を開設します。

※ 相談日などを変更することがありますので、事前にご確認ください。

(3) その他の人権相談窓口

法務省も電話やインターネットによる相談窓口を開設しています。電話相談では、地域の法務局（岐阜地方法務局本局または同大垣支局）へつながり、人権擁護委員または法務局職員が対応します。

相談名称	電話番号	時 間	内 容
みんなの人権 110 番 (全国共通人権相談ダイヤル)	0570-003-110	月～金 8:30～17:15	差別や虐待、パワハラなどのさまざまな人権問題
こどもの人権 110 番	0120-007-110		いじめ、体罰、児童虐待などこどもをめぐる人権問題
女性の人権ホットライン	0570-070-810		DV、セクハラ、ストーカー行為などの女性をめぐる人権問題
外国語人権相談ダイヤル (Foreign-language Human Rights Hotline)	0570-090-911	月～金 9:00～17:00	日常生活での差別や、学校でのいじめなどの人権問題(10言語)
法務省インターネット 人権相談窓口	URL : https://www.jinken.go.jp/		差別や虐待、パワハラなどのさまざまな人権問題

